

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 3 月 26 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

奈良県磯城郡川西町大字下永 1304番地の1

株式会社 ZENHOME

代表取締役 川崎 全家

TEL:0743-64-1105 / FAX:0743-64-3378

info@zenhome.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|-------------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | ✓ | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | ✓ | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大和町下 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 大和町下 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | |



様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 様

令和2年3月26日
 奈良県磯城郡川西町下永1304番地1
 株式会社 ZENHOME
 代表取締役 川崎全家

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| | | | |
|----------------------|--|------------------------------------|-------|
| フリガナ 氏名又は名称 | 株式会社 ZENHOME ゼンホーム | | |
| 住所 | 奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1 | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | 代表取締役 川崎全家 カサヤマ サヤ | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 事業者名 代表者名 役員氏名 | (株)川崎建設 川崎信重 川崎信重 川崎金子 日本原正利 | (株)ZENHOME 川崎全家 川崎全家 川崎全家 | |




様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

2022年5月26日

申請者 氏名又は名称 奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1
住 所 株式会社 ZENHOME
代表者氏名 代表取締役 川崎 全家 

水道事業者 様

履歴事項全部証明書

奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1
株式会社ZENHOME

| | | |
|----------------------|--|---|
| 会社法人等番号 | 1500-01-011141 | |
| 商号 | 株式会社川崎建設 | |
| | 株式会社ZENHOME | 平成26年 8月11日変更 ----- 平成26年 8月11日登記 |
| 本店 | 奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1 | |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする。 | |
| 会社成立の年月日 | 昭和59年3月1日 | |
| 目的 | 1. 土木、建築工事の設計、施工、管理および請負 2. 不動産の売買、賃貸、斡旋、管理及び仲介 3. 太陽光等を利用した発電業務及び電力の販売 4. 雑貨品の販売 5. 前各号に付帯する一切の業務 平成26年 8月11日変更 平成26年 8月11日登記 | |
| 発行可能株式総数 | 800株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 800株 | |
| 資本金の額 | 金4000万円 | |
| | 金1000万円 | 令和 1年 6月 3日変更 ----- 令和 1年 6月 3日登記 |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式は、代表取締役の承認がなければ譲渡又は取得をする事ができない 平成28年 8月29日変更 平成28年 9月 9日登記 | |
| 役員に関する事項 | 取締役 川崎 全家 | 平成26年 8月11日重任 ----- 平成26年 8月11日登記 |

奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1
株式会社ZENHOME

| | | |
|----------------|-------------------------------------|---|
| | 奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1 代表取締役 川崎全家 | 平成26年 8月11日重任 ----- 平成26年 8月11日登記 |
| 登記記録に関する 事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により | 平成16年 5月24日移記 |



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 3月23日

奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



株式会社ZENHOME 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ZENHOME と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木、建築工事の設計、施工、管理および請負
2. 不動産の売買、賃貸、斡旋、管理及び仲介
3. 太陽光等を利用した発電業務及び電力の販売
4. 雑貨品の販売
5. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県磯城郡川西町 に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役 (ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。)

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当

会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印をする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、5名以内とする。

(資 格)

第20条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第21条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則によるものとする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の権限の範囲)

第33条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(選任及び解任の方法)

第34条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 当会社は、前項に定める場合のほか、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第38条 剰余金の配当又は中間配当が、その支払提供の日から満3年を経過してもなお
受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上は当会社の現行定款に相違ない。

令和
平成 2年 3月 26日

奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の1

株式会社ZENHOME

代表取締役 川崎 全家

